

記載例

農地所有適格法人報告書

自 ●●●●年●●月●●日
至 ●●●●年●●月●●日

法人の事業年度の始まりと終わりの年月日を記載してください。

豊岡市農業委員会会長 様

報告書提出年月日

●●●●年●●月●●日提出

法人名 株式会社とよおか農場 ※印不要
 代表者の氏名 代表取締役 豊岡太郎
 主たる事務所の所在 豊岡市中央町2番4号
 電話番号 (0796) 21-9021
 メールアドレス ●●●●●●●●●●

農地法第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

豊岡市以外にも経営農地がある場合は、内訳を記載してください。

1 法人の概要

経営面積 (ha)	田	1.8 (豊岡市 1.5、●●市 0.3)
	畑	0.5 (豊岡市 0.3、●●市 0.2)
	採草放牧地	なし
法人形態	株式会社	

株式会社の場合、株式譲渡制限があるものに限りません。

2 農地法第 2 条第 3 項第 1 号関係

(1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	
米、小麦、大豆	農作業受託	造園業 飲食業 再生エネルギー販売業

農業以外のすべての事業を記載してください。

農業以外の売上高について記載してください。

※農業の売上高が2分の1超（50%超）であることを確認します。

(2) 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	1,510,081円	250,130円
2年前(実績)	1,560,033円	230,059円
1年前(実績)	1,612,221円	260,821円
報告日の属する年 (実績又は見込み)	1,630,000円(見込み)	250,000円(見込み)

所有権 …自己所有農地を法人に提供(出資または譲渡)しているもの
 賃貸借権 …自己所有農地を利用権設定等して法人と賃貸借契約(有償)を締結しているもの
 使用貸借権…自己所有農地を利用権設定等して法人と使用貸借契約(無償)を締結しているもの

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況 **構成員…農事組合法人は組員、株式会社は株主、持分会社は社員のこと**

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権 の 数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
豊岡 太郎	50	所有権 賃貸借権 使用貸借権	12,000 5,000 6,000			
豊岡 花子	20			150	150	
豊岡 次郎	10			300	300	
豊岡 三郎	10			200	200	

常時従事者…

農業(関連事業を含む)に携わる日数が年150日以上であることを確認します。

例外的に、構成員すべての年間従事日数÷構成員数×2÷3で算出される日数以上であれば要件を満たします。 ※算出日数が60日未満の場合は60日以上となります。

【記載例】650日(法人の年間総労働日数)÷4人(構成員数)×2÷3=108.333≒109日以上

議決権の数の合計	100口
農業関係者の議決権の割合	90%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：650日

3の(1)表中の農業への年間従事日数(直近実績)の合計日数を記載してください。

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	議決権の数
(有)とよおか農場 フードサービス	10

議決権の数の合計

100口

農業関係者以外の者の議決権の割合

10%

**農業関係者以外の者の議決権が、
2分の1未満（50%未満）であることを確認します。**

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社」とは、農水省の承認を受けた投資会社・投資組合のことです。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況 **役員の従事状況**

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
豊岡 太郎	豊岡市中央町 2-4	代表取締役	0	0	0	0
豊岡 花子	同上	取締役	150	150	150	150
豊岡 次郎	同上	取締役	300	300	200	200
豊岡 三郎	同上	取締役	200	200	150	150

**役員の2分の1超（50%超）が農業常時従事者[原則年150日以上]で、
役員(又は重要な使用人)の1名以上が農作業従事者[年60日以上]であることを確認します。**

【記載例の場合】

過半数要件として農業常時従事者が3名以上、
かつ、役員等要件として農作業従事者が1名以上必要です。

農作業とは、農業に直接必要な作業のことです。
帳簿等への記帳事務や集金、営業などは含みません。

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

((2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間 150 日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第 8 条に規定する日数（原則年間 60 日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

4の(1)で、役員 1 名以上の農作業従事者[年 60 日以上]がない場合…

重要な使用人（法人の行う農業に関する権限及び責任を有する者で農作業従事者[年 60 日以上]）を記載いただければ、要件に加えることができます。

5 その他参考となるべき事項